

2015年改正 ISO14001の変更点に関する考察

The considering about the change-point of revision ISO14001 in 2015

井 上 尚 之

キーワード：MSS、ISO14001(DIS):2014、脅威及び機会に関連するリスク、ISO26000の導入

要 旨

ISO14001 is revised in 2015. The revision this time is a major change which passed through 11 from the revision in 2004 and it decides that the transition period is 3years. At present, DIS (Draft International Standard) is made public. This paper makes the point of the revision of ISO14001 which is revised next year based on ISO14001 (DIS):2014 clear. As for the this paper, revision ISO14001 is explained according to the item number. The characteristic of revision ISO14001 is shown next. ① The introduction of MSS ② The integration of EMS and the business process ③ The improvement of the environmental performance ④ The introduction of the environment field of ISO26000 ⑤ Risk associated with threats and opportunity and so on.

1. ISO14001改訂スケジュール

ISO14001:2015の発行が、2015年7月頃に予定されている。また、その日本翻訳版であるJISQ14001:2015の発行が2015年10月頃に予定されている。今回の改訂は2004年の改訂から11年を経た、A major changeであり、移行期間が3年と決められている。現在のところDIS (Draft International Standard) が公開されており、来年にはDISを修正したFDIS (Final Draft International Standard) が発行され、最終的にISO化される。本論文は、今年発表されたDIS版である、ISO14001(DIS):2014を基に来年改訂されるISO14001の改訂のポイントを説明するものである。

2. 今回の改訂の主要ポイント

EMS (環境)、QMS (品質)、ISMS (情報セキュリティ) 等のマネジメントシステムの共通要素MSS (Management System Standard) にEMS、QMS、ISMS等に固有の要求事項を取り入れることに統一されたことである。現在、EMSとQMSの両方を認証取得している企業では、その統合マニュアルの作成が進行しているが、この統合が容易になる。つまり、共通要素が明確化されたことで、共通化マニュアルの作成が容易になり、これにEMSとQMSの固有要求を加えるだけで良いからである。マネジメントシステムの共通要素は、『ISO/IEC 専門業務用指針 綜

合版 ISO 補足指針 2014年版 附属書 SL』(日本規格協会の HP よりダウンロード可)に規定されている。

3. ISO/DIS 14001の構成と PDCA サイクル

下線のない部分が附属書 SL 規定の共通要素、下線を引いた部分が環境固有の細分箇条である。注意しなければならないのは、共通要素といえども各 MS で書き方は大きく異なっていることである。共通要素と趣旨が一致すればよいというふうを考えればよい。

序文

1 適用範囲

2 引用規格

3 用語及び定義

4 組織の状況

4. 1 組織及びその状況の理解

4. 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

4. 3 (環境) マネジメントシステムの適用範囲の決定

4. 4 (環境) マネジメントシステム

5 リーダーシップ

5. 1 リーダーシップ及びコミットメント

5. 2 (環境) 方針

5. 3 組織の役割、責任及び権限

6 計画

6. 1 脅威と機会に関連するリスクへの取組み

6. 1. 1 一般

6. 1. 2 著しい環境側面

6. 1. 3 順守義務

6. 1. 4 脅威と機会に関連するリスク

6. 1. 5 取組みのための計画

6. 2 (環境) 目的及びそれを達するための計画策定

6. 2. 1 環境目的

6. 2. 2 環境目的達成のための取組みの計画

7 支援

7. 1 資源

7. 2 力量

7. 3 認識

- 7. 4 コミュニケーション
 - 7. 4. 1 一般
 - 7. 4. 2 内部コミュニケーション
 - 7. 4. 3 外部コミュニケーション
- 7. 5 文書化した情報
 - 7. 5. 1 一般
 - 7. 5. 2 作成及び更新
 - 7. 5. 3 文書化した情報の管理
- 8 運用
 - 8. 1 運用の計画及び管理
 - 8. 2 緊急事態への準備及び対応
- 9 パフォーマンス評価
 - 9. 1 監視、測定、分析及び評価
 - 9. 1. 1 一般
 - 9. 1. 2 順守評価
 - 9. 2 内部監査
 - 9. 3 マネジメントレビュー
- 10 改善
 - 10. 1 不適合及び是正処置
 - 10. 2 継続的改善

附属書A（参考）この規格の利用の手引き

附属書B（参考）新旧規格の対応

附属書C（参考）箇条3の用語のアルファベット順索引

PDCA サイクルと MSS の項番の関係は右のように書ける。

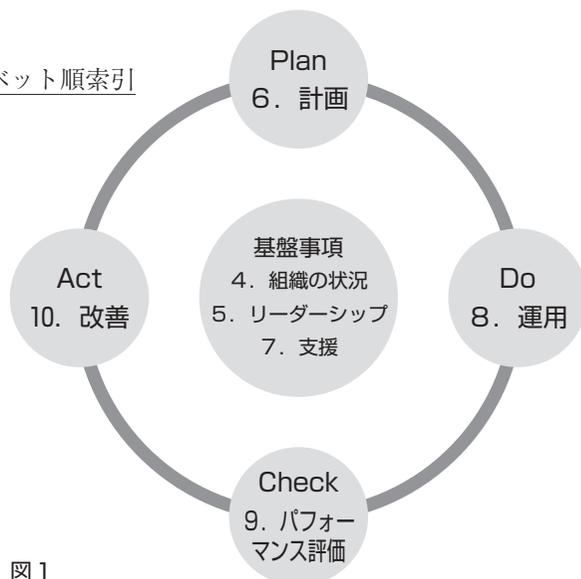


図1

4. 同一項番4における MSS、EMS の比較

この章では、第3者認証における要求項目が始まる項番4（MSS では箇条と一般に言うがここでは項番とする）を例として MSS、EMS（DIS）の文章を比較する。以下の MSS の XXX には環境や品質、情報セキュリティ等が入る。

○ MSS

4. 組織の状況

4. 1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その XXX マネジメントのシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響をあたえる、外部及び内部の課題を決定しなければならない。

4. 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は次の事項を決定しなければならない。

—XXX マネジメントシステムに関する利害関係者

—それらの利害関係者の、関連する要求事項

（今回 ISO では利害関係者（interested party）が推奨用語となり、ステークホルダー（stakeholder）はあくまでも許容用語になった。今後、ISO 認証企業ではステークホルダーの使用は減ろう。）

4. 3 XXX マネジメントシステムの適用範囲の決定

組織は、XXX マネジメントシステムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用可能性を決定しなければならない。

この適用範囲を決定するとき、組織は、次の事項を考慮しなければならない。

—4. 1 に規定する外部及び内部の課題

—4. 2 に規定する要求事項

4. 4 XXX マネジメントシステム

組織は、この規格／この技術仕様書（TS）にしたがって、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、XXX マネジメントシステムを確立し、実施、維持、かつ継続的に改善しなければならない。

以上が、共通要素事項 MSS であるが、実際のこの項番の DIS 版の EMS を記述すると次のようになる。

● EMS（下線部分は MSS に EMS が独自に加えた文章）（『ISO14001(DIS):2014』（日本規格協会、2014）による）

4 組織の状況

4. 1 組織及びその状況の理解

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その環境マネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。これらの課題には、組織に影響を与え得る又は組織の影響を受け得る環境状況を含む。

4. 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

組織は次の事項を決定しなければならない。

- 環境マネジメントシステムに関連する利害関係者
- それらの利害関係者の、関連するニーズ及び期待
- それらのニーズ及び期待のうち、順守義務となるもの

4. 3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

組織は、環境マネジメントシステムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用範囲を決定しなければならない。この適用範囲を決定するとき、組織は、次の事項を考慮しなければならない。

- 4. 1に規定する外部及び内部の課題
- 4. 2に規定する順守義務
- 組織の単位、機能及び物理的境界
- 組織の活動、製品及びサービス
- 管理及び影響を行使する、組織の権限及び能力

適用範囲を定めたら、著しい環境側面（6. 1. 2）を持つ可能性のある活動、製品、サービスを、環境マネジメントシステムの適用範囲の中に含めなければならない。

環境マネジメントシステムの適用範囲は文書化した情報として維持しなければならず、かつ、利用関係者がこれを入手できるようにしなければならない。

4. 4 環境マネジメントシステム

組織は、環境パフォーマンスを向上するため、この規格の要求事項に従って、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、環境マネジメントを確立し、実施し、維持し、かつ継続的に改善しなければならない。

環境マネジメントシステムを確立及び維持するとき、組織は、組織の状況についての知識を考慮しなければならない。

5. ISO14001 (DIS) 項番4 (箇条4) のポイント

第4章でISO14001 (DIS) 項番4 (箇条4) の内容を紹介したので、そのポイントを次に示す。

4. 1 組織及びその状況の理解

- ・新規要求事項である。
- ・組織の能力に影響を与える外部及び内部の課題を決定する。
- ・9. 3のマネジメントレビューにおいて、外部及び内部の課題の変化がインプット項目となることが示される。
- ・EMSの意図した成果とは、「5. 2 環境マネジメント」の内容である。

①環境目的の履行

②環境パフォーマンスの向上

③順守義務への適合

④そして ISO26000の環境課題である「汚染の予防、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護」等

4. 2 利害関係者のニーズ及び期待の理解

- ・新規要求事項である。
- ・EMS 利害関係者を決定しなければならない。
- ・利害関係者の組織へのニーズと期待、及び順守すべきものは何かを決定する。

4. 3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定

- ・2004年版の、4. 1 一般的要求事項の「適用範囲を定め、文書化すること」に対応している。
- ・適用範囲は文書化が求められる。

4. 4 環境マネジメントシステム

- ・2004年版の、4. 1 一般的要求事項に対応する。
- ・ただし EMS の目的として「環境パフォーマンスを向上するため」ということが要求事項に追加になった。2004年版では環境パフォーマンスは重要視されず PDCA サイクルが回っていることが重要視されたが、今回は環境パフォーマンスを上げることが要求事項となった。環境パフォーマンス重視は、
- ・「10. 2 継続的改善」でも次のように記述されている。
- ・10. 2 継続的改善

組織は、環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善しなければならない。（下線は筆者）

6. 同一項番5における MSS、EMS の比較

○ MSS

5. リーダーシップ

5. 1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、次に示す事項によって、XXX マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

—XXX 方針及び XXX 目的を確立し、それらが組織の戦略的な方向性と両立することを確実にする。

—組織の事業プロセスへの XXX マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。

—XXX マネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確実にする。

—有効な XXX マネジメント及び XXX マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を

伝達する。

- XXX マネジメントシステムがその意図した成果を達成することを確実にする。
- XXX マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- 継続的改善を促進する。
- その他の関連する管理層がその責任においてリーダーシップを実証するように、管理層の役割を支援する。

注記：この規格／この技術仕様書（TS）で“事業”という場合、それは、組織の存在の目的の中核となる活動という広義の意味で解釈され得る。

5. 2 方針

トップマネジメントは、次の事項を満たす XXX 方針を確立しなければならない。

- a) 組織の目的に対して適切である。
- b) XXX 目的の設定のための枠組みを示す。
- c) 適用される要求事項を満たすことへのコミットメントを含む。
- d) XXX マネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む。

XXX 方針は、次に示す事項を満たさなければならない。

- 文書化した情報として利用可能である。
- 組織内に伝達する。
- 必要に応じて、利害関係者が入手可能である。

5. 3 組織の役割、責任及び権限

トップマネジメントは、関連する役割に対して、責任及び権限を割り当て、組織内に伝達することを確実にしなければならない。

トップマネジメントは、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てなければならない。

- a) XXX マネジメントシステムが、この規格／この技術仕様書（TS）の要求事項に適合することを確実にする。
- b) XXX マネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。

● EMS

5. リーダーシップ

5. 1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、次に示す事項によって、環境マネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

- 環境マネジメントシステムの有効性に説明責任を負う。
- 環境方針及び環境目的を確立し、それらが組織の戦略的な方向性及び組織の状況と両立することを確実にする。
- 組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。

- 環境マネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確実にする。
- 有効な環境マネジメント及び環境マネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝達する。
- 環境マネジメントシステムがその意図した成果を達成することを確実にする。
- 環境マネジメントシステムの有効性に寄与するよう人々を指揮し、支援する。
- 継続的改善を促進する。
- その他の関連する管理層がその責任においてリーダーシップを実証するように、管理層の役割を支援する。

注記：この規格で“事業”という場合、それは、組織の存在の目的の中核となる活動という広義の意味で解釈され得る。

5. 2 環境方針

トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持しなければならない。

- a. 次に対して適切である。
 - 1) 組織の目的
 - 2) 組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む、組織の状況
- b. 環境目的の設定のための枠組みを示す。
- c. 汚染の予防、及び組織の状況に固有なその他の事項を含む、環境保護に対するコミットメントを含む。

注記：環境保護に対するその他の固有なコミットメントには、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護、又は関連する他の環境課題（4. 1 参照）を含み得る。

- d. 順守義務に適合することへのコミットメントを含む。
- e. 環境パフォーマンスを向上するための環境マネジメントシステムの継続的改善へのコミットメントを含む。

環境方針はまた次に示す事項を満たさなければならない。

- 文書化した情報として維持する
- 組織の管理下で働く人々を含め、組織内に伝達する
- 利害関係者が入手可能である

5. 3 組織の役割、責任及び権限

トップマネジメントは、有効な環境マネジメントを促進するために、関連する役割に対して、責任及び権限を割り当て、組織内に伝達することを確実にしなければならない。

トップマネジメントは、次の事項に対して、責任及び権限を割り当てなければならない。

- a) 環境マネジメントシステムが、この規格の要求事項に適合することを確実にする。

b) 環境マネジメントシステムのパフォーマンスをトップマネジメントに報告する。

7. ISO14001 (DIS) 項番5 (箇条5) のポイント

項番5の特徴は、ISO26000が取り入れられていることである。ISO26000の「6. 5 環境」に挙げられている4つの課題を次に示す。

- 6. 5. 3 環境に関する課題1：汚染の予防
 - 6. 5. 4 環境に関する課題2：持続可能な資源の利用
 - 6. 5. 5 環境に関する課題3：気候変動の緩和及び気候変動への適応
 - 6. 5. 6 環境に関する課題4：環境保護、生物多様性、及び自然生息地への回復
5. 2 環境方針のc. 以下を再掲する。

c. 汚染の予防、及び組織の状況に固有なその他の事項を含む、環境保護に対するコミットメントを含む。

注記：環境保護に対するその他の固有なコミットメントには、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護、又は関連する他の環境課題（4. 1 参照）を含み得る。

網掛けした部分が全て、ISO26000の「6. 5 環境」の課題からの引用であることが一目瞭然である。ただしISO26000の6. 5. 6の「自然生息地への回復」が「生態系の保護」と変化しているだけである。これだけを見ても、ここでISO14001 (DIS) の「4. 1 組織及びその状況の理解」の次の文章を思い出す必要がある。「これらの課題には、組織に影響を与え得る又は組織の影響を受け得る環境状況を含む。」図示すると以下のように書ける。

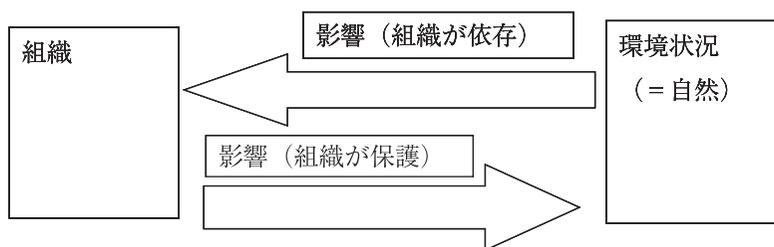


図2

つまり、組織と環境の関係を双方向でとらえる必要があり、環境保護に対するコミットメントを環境方針に記述しなければならない。SR規格であるISO26000のISO14001への影響力の大きさがよくわかる。

項番5のその他のポイントを次に示す。

5. 1 リーダーシップ及びコミットメント

- ・新規要求事項であり、トップマネジメント及びマネジメント（管理層）のリーダーシップ要

求事項となった。第3項に「組織の事業プロセスへの環境マネジメントシステム要求事項の統合を確実にする。」とある。

ISO26000には次のように記述されている。「7. 4. 3 組織の統治、システム及び手順への社会的責任の組み込み」において「組織全体に社会的責任を統合する手段として重要かつ効果的なのは、その組織の統治を通じてそれを行う方法である¹。」

つまり、環境、CSR、リスクなどの対応は本業の中で実施されることで効果が上がり効率的であるということである。さらにいえば、マネジメントシステム規格が真に効果を発揮するには適用を操業レベルから経営戦力レベルに引き上げ、本業の中で展開されなければならないという事である。

事業プロセスとは、ISO/TC207/SC1（環境マネジメントシステム）日本代表委員、日本国内委員会委員長を務める吉田敬史氏の考えをここでは採用する。事業プロセスに関しては、次に示す3階層モデルが幅広い組織に適用できる。つまり、事業プロセスは「経営管理プロセス」「製品・サービス実現プロセス」「業務支援プロセス」の3つのプロセスからなり、これら3階層のどこかにEMSの要求事項を位置付け、社内規則などに関連付けることが「事業プロセスへの統合」である。EMSの「経営管理プロセスへの統合」とは、環境管理部門と他の部門との役割分担や報告・情報共有などの連携に関するルールを明確化することである。

次にEMSの「製品・サービス実現プロセスへの統合」とは、製造プロセスの活動、製品、サービスに伴う著しい環境側面やリスク及び機会を、製造部長の管理下でその他の管理項目と一体で計画し、実行計画することである。製造業でも、サービス業でも製品やサービスの出力には廃棄物が伴い、廃棄物管理プロセスによる回収サービスが不可欠である。また電力などのエネルギーも必要である。エネルギー価格高騰への対応や二酸化炭素排出削減のために、製造プロセスには環境目的の1つとしてエネルギー削減目標設定が求められる。実績報告も必要である。製造プロセスには、環境、品質の他に労働安全や情報セキュリティが求められる。これらを製造本来の、生産性目標値・品質目標値・操業コスト目標値などと合わせて管理していくことである。

EMSの「業務支援プロセスへの統合」とは、「7. 2 力量」「7. 3 認識」の要求事項を満たすプロセスがまず考えられる。具体的には新入社員研修から新任役員研修に至る階層別教育の中で組織全体に共通してEMSに関する内容を盛り込む。「7. 4 コミュニケーション」では環境報告書といった環境部門主導で実施するコミュニケーションも、一般の広報部門と統合する。「7. 5 文書化した情報」では、組織の文書管理体系や規則と統合を図る。さらには事業支援プロセスのIT化に合わせてEMSのIT化を進めることによって、その一体化が促進されよう。次図は事業プロセスの3階層構造である²。

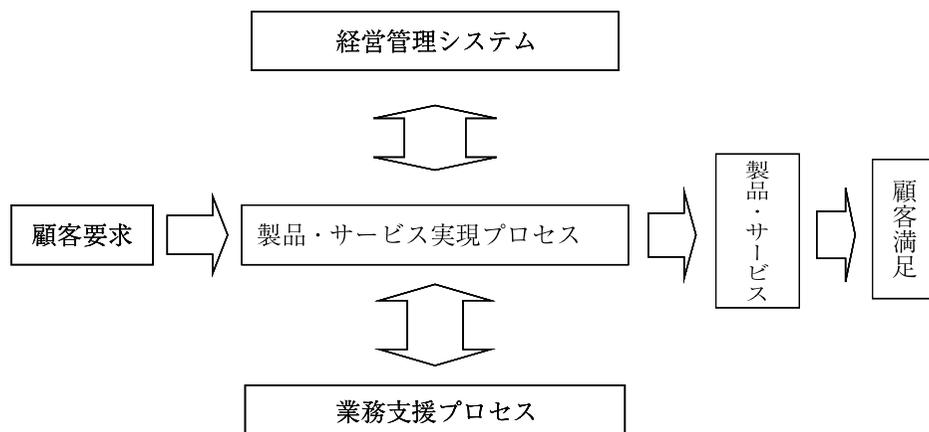


図3

5. 2 環境方針

・2004年版の4. 2 環境方針に対応する。保護に対するコミットメントが追加された。環境方針は文書化が求められる。

5. 3 組織の役割、責任及び権限

・2004年版の4. 4. 1 資源、役割、責任及び権限に対応する。2004年版まで要求事項であった管理責任者の任命が削除された。
 ・管理責任者として任命することも可能だし、管理責任者を置かず各部門長に役割を分担することも可能である。

8. 同一項番6におけるMSS、EMSの比較

○MSS

6. 計画

6. 1 リスク及び機会への取組み

XXX マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4. 1に規定する課題及び4. 2に規定する要求事項を考慮し、次の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を決定しなければならない。

- XXX マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できるという確信を与える。
- 望ましくない影響を防止又は低減する。
- 継続的改善を達成する。

組織は、次の事項を計画しなければならない。

- a) 上記によって決定したリスク及び機会への取組み
- b) 次の事項を行う方法

—その取組みの XXX マネジメントシステムプロセスへの統合及び実施

—その取組みの有効性の評価

6. 2 XXX 目的及びそれを達成するための計画策定

組織は、関連する部門及び階層において、XXX 目的を確立しなければならない。

XXX 目的は、次の事項を満たさなければならない。

- a) XXX 方針と整合している。
- b) (実行可能な場合) 測定可能である。
- c) 適用される要求事項を考慮に入れる。
- d) 監視する。
- e) 伝達する。
- f) 必要に応じて更新する。

組織は、XXX 目的に関する文書化した情報を保持しなければならない。

組織は、XXX 目的をどのように達成するかについて計画するとき、次の事項を決定しなければならない。

—実施事項

—必要な資源

—責任者

—達成期限

—結果の評価方法

● EMS

6. 計画の取組み

6. 1. 1 一般

6. 1 脅威及び機会に関連するリスクへの取組み

組織は、6. 1 に規定する要求事項を満たすためのプロセスを計画し、実施しなければならない。

6. 1. 2～6. 1. 4 に規定する環境マネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4. 1 に規定する課題及び4. 2 に規定する要求事項を考慮しなければならない。

6. 1. 2 著しい環境側面

環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、組織は、次の事項を行わなければならない。

ライフサイクルの視点を考慮し、組織の活動、製品及びサービスについて、組織が管理できる環境側面及び関係する環境影響並びに組織が影響を及ぼすことができる環境側面及び関係する環境影響を特定する。

次の事項を考慮に入れる。

計画した又は新規の開発、並びに新規の又は変更された活動、製品及びサービスを含む、変更

特定した、異常な及び潜在的な緊急事態

組織は、環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面（すなわち、著しい環境側面）を決定しなければならない。

組織は、組織の種々の階層及び部門において、著しい環境側面を伝達しなければならない。

組織は、次に関する文書化した情報を維持しなければならない。

—著しい環境側面を決定するために用いた基準

—環境側面及び関係する環境影響

—著しい環境側面

注記 著しい環境側面は、有害な環境影響（脅威）又は有益な環境影響（機会）に関連するリスクをもたらし得る。

6. 1. 3 順守義務

組織は、次の事項を行わなければならない。

a) 組織の環境側面に関係した順守義務を特定し、参照する。

b) これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。

組織は、順守義務に関する文書化した情報をしなければならない。

注記 順守義務は、組織に対する有害な影響（脅威）又は有益な影響（機会）に関連するリスクをもたらす可能性をもつ。

6. 1. 4 脅威及び機会に関するリスク

組織は、次の事項のために取り組む必要がある。脅威及び機会に関するリスクを決定しなければならない。

—環境マネジメントシステムが、その意図した成果を達成できるという確信を与える。

—外部の環境状況が組織に影響を与える可能性を含め、望ましくない影響を防止又は低減する。

—継続的改善を達成する。

組織は取り組む必要がある脅威及び機会に関連するリスクに関する文書化した情報を維持しなければならない。

6. 1. 5 取組みのための計画策定

組織は次の事項を計画しなければならない。

a) 脅威及び機会に関連するリスク（6. 1. 4 参照）、著しい環境側面（6. 1. 2 参照）及び順守義務（6. 1. 3 参照）への取組み

b) 次の事項を行う方法

—その取組みの環境マネジメントプロセスへの統合及び実施

—その取組みの有効性の評価

6. 2 環境目的及びそれを達成するための計画策定

6. 2. 1 環境目的

—組織の著しい環境側面及び順守義務を考慮に入れる。

—脅威及び機会に関連するリスクを考慮する。

これらの目的を策定するとき、組織は、技術上の選択肢、並びに財務上、運用上及び事業上の要求事項を考慮しなければならない。

環境目的は、次の事項を満たさなければならない。

- a) 環境方針と整合している。
- b) (実行可能な場合) 測定可能である。
- c) 監視する。
- d) 伝達する。
- e) 必要に応じて、更新する。

組織は、環境目的に関する文書化した情報を保持しなければならない。

6. 2. 2 環境目的を達成するための取組みの計画策定

組織は、環境目的をどのように達成するかについて計画するとき、次の事項を決定しなければならない。

—実施事項

—必要な資源

—責任者

—測定可能な環境目的(9. 1. 1 参照)の達成に向けた進捗を監視するための指標を含む、結果の評価方法

組織は、環境目的を達成するための活動を組織の事業プロセスにどのように統合するかについて検討しなければならない。

9. ISO14001 (DIS) 項番6 (箇条6) のポイント

今回の改定で理解しにくいのは、項番6. 1である。MSS、EMSを列挙する。

MSS…6. 1 リスク及び機会への取組み (Actions to address risks and opportunities)

EMS…6. 1 脅威及び機会に関連するリスクへの取組み (Actions to address risks associated with threats and opportunities)

リスクの定義はMSSの3. 09に次のように定義されている。

「リスク (risk) : 不確かさの影響」

「注記1 影響とは、期待されていることから、好ましい方向又は好ましくない方向にかいり (乖離) すること」

機会（Opportunity）については、MSS には定義が記載されていない。

QMS では、リスクを「期待される結果（良い結果）に対する不確かさの影響（好ましくない方向）」、機会を「期待される結果（良い結果）に対する好ましい方向」と考えている。よって分かり易い。具体例を挙げれば、

リスク…クレーム、品質事故、法令違反、歩留まり低下、不良品続出、機械故障、停電、マスコミ報道による企業評価へのダメージ、原料供給不足、サプライヤー寸断、環境汚染、気候変動、資源枯渇等。

機会…開発成功、市場評価の高まり、顧客の注目、特許成立、規格・標準化での優位性等。

これに対して EMS ではリスクを「（目的に対する）不確かさの影響」と捉えており、「（目的に対する）有益な環境影響が機会」であり「（目的に対する）有害な環境影響が脅威」と考えている。つまりリスク自体にマイナスの意味を持たせていない。日本人の「リスク＝有害」というイメージからは理解しがたいものになっている。

「6. 12 著しい環境側面」には、「著しい環境側面は有害な環境影響（脅威）又は有益な環境影響（機会）に関連するリスクをもたらし得る」と記述されている。

ISO14001:1994では、環境側面と環境影響は原因と結果である。

環境側面（原因）→環境影響（結果）

そこで次のように考えれば分かり易い。

原因A⇒（目的Bへの）有益な環境影響（結果）＝機会〔原因Aがリスクで機会をもたらす〕

原因A⇒（目的Cへの）有害な環境影響（結果）＝脅威〔原因Aがリスクで脅威をもたらす〕

たとえば、注文が増えるという原因（原因A）は、「売上高増加」という目的Bに対してリスクとして有益な環境影響＝機会をもたらす。しかし「エネルギー削減（資源枯渇防止）」という目的Cに対してリスクとして「エネルギー使用量増加」という有害な環境影響＝脅威をもたらす。

ISO14001審査員の認定機関である CEAR（Center of Environment Auditor Registration）広報誌（齋藤喜孝「次期改定版ISO14001に基づくEMS運用についての考察」『CEAR 広報誌 NO.54. September 2014』16頁）には次のような例が記述されている（一部改）。

- ・ 宅配業者が通信販売会社から商品配送を委託された（原因A）。
- ・ 宅配業者の売上増加という目的（目的B）にリスクがもたらされて機会が生じた。
- ・ 宅配業者が配送量の増加で納期に間に合わなくなり、納期順守という目的（目的C）にリスクがもたらされて脅威が生じた。

しかしながら、MSS における「リスク及び機会」を QMS では「リスク及び機会」そのまま採用しているのに対して EMS が「脅威及び機会に関連するリスク」という分かりにくい表現をとっていることには違いがない。今後この表現「脅威及び機会に関連するリスク」の用語使用には注意を払っていく必要がある。

項番6のその他のポイントを次に示す。

6. 1 脅威及び機会に関連するリスクへの取組み

- ・新規要求事項であり、EMSのPDCAのうちP（計画）を策定することの概念的な要求事項である。EMSで何をやるかということを決めることが項番6の要求事項である。
- ・前述したように、リスクは不確かさの結果であり、組織にとって結果がプラスの場合は機会であり、マイナスの場合は脅威と考える。用語としては、「脅威及び機会に関連するリスク」と定義される。つまり機会もリスクであり、脅威もリスクである。

6. 1. 2 著しい環境側面

- ・2004年版の4. 3. 1 環境側面に対応する。
- ・EMSのPを決める第一段階として、環境側面と環境影響（原因と結果）、著しい環境側面を決めて文書化することが求められている。
- ・ここで決めたことは、6. 1. 5でどうするかを考えて、6. 2以降で具体的な計画を立てて実行するということになる。

6. 1. 3 順守義務

- ・2004年版の4. 3. 2 法的及びその他の要求事項に対応。
- ・EMSのPを決める2番目として組織が順守しなければならない事項（compliance obligation）は何があるのかを決めて、文書化することが求められる。
- ・ここで決めたことは6. 1. 5でどう対応するか考えて、6. 2以降で具体的な計画を立てて実行することになる。
- ・新規要求事項である。
- ・EMSの行うべき事項として、まず組織にとっての著しい環境側面、次いで順守義務事項を抽出し、3番目として6. 1. 4として組織として取り組むべきリスクを抽出することになる。

6. 1. 5 取組みするための計画策定

- ・新規要求事項である。
- ・6. 1. 2～6. 1. 4で特定した著しい環境側面、順守義務事項とEMS上のリスクをどのようにしてEMSの中で解決していくのかを決めることが求められる。

6. 2. 1 環境目的

- ・2004年版の4. 3. 3 目的、目標及び実施計画に対応する。
- ・2004年版では、目的と目標で中期目標と短期目標に分けていたが、環境目的に統合された。しかし環境目的の中で短期と中期、長期と段階に分けた計画を立案することは容認されている。
- ・6. 1. 2～6. 1. 4で特定した著しい環境側面、順守義務事項とEMS上のリスクの全てを6. 2. 1で計画策定せよとは求めている。「特定した著しい環境側面、順守義務事項とEMS上のリスクを考慮に入れて環境目的を確立しなければならない」というのが要求

事項である。

6. 2. 2 環境目的を達成するための取組みの計画策定

- ・2004年版の4. 3. 3 目的、目標及び実施計画の一部に対応。
- ・より達成可能な実行計画を立てることが求められ、その活動と事業計画との統合への検討が新たに求められる。

10. 同一項番7におけるMSS、EMSの比較

○MSS

7. 支援

7. 1 資源

組織は、XXX マネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供しなければならない。

7. 2 力量

組織は、次の事項を行わなければならない。

—組織のXXXパフォーマンスに影響を与える業務をその管理下で行う人〔又は人々〕に必要な力量を決定する。

—適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。

—該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。

—力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持する。

注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、指導の実施、配置転換の実施などがあり、また、力量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。

7. 3 認識

組織の管理下で働く人々は、次の事項に関して認識をもたなければならない。

—XXX 方針

—XXXパフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、XXX マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献

—XXX マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

7. 4 コミュニケーション

組織は、次の事項を含む、XXX マネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションを決定しなければならない。

—コミュニケーションの内容（何を伝達するか。）

- コミュニケーションの実施時期
- コミュニケーションの対象者
- コミュニケーションの方法

7. 5 文書化した情報

7. 5. 1 一般

組織の XXX マネジメントシステムは、次の事項を含まなければならない。

- a) この規格／この技術仕様書 (TS) が要求する文書化した情報
- b) XXX マネジメントシステムの有効性のために必要であると組織が決定した、文書化した情報

注記 XXX マネジメントシステムのための文書化した情報の程度は、次のような理由によって、それぞれの組織で異なる場合がある。

- 組織の規模、並びに活動、プロセス、製品及びサービスの種類
- プロセス及びその相互作用の複雑さ
- 人々の力量

7. 5. 2 作成及び更新

文書化した情報を作成及び更新する際、組織は、次の事項を確実にしなければならない。

- 適切な識別及び記述 (例えば、タイトル、日付、作成者、参照番号)
- 適切な形式 (例えば、言語、ソフトウェアの版、図表) 及び媒体 (例えば、紙、電子媒体)
- 適切性及び妥当性に関する、適切なレビュー及び承認

7. 5. 3 文書化した情報の管理

XXX マネジメントシステム及びこの規格／この技術仕様書 (TS) で要求されている文書化した情報は、次の事項を確実にするために、管理しなければならない。

- a) 文書化した情報が、必要な時に、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態である。
- b) 文書化した情報が十分に保護されている [例えば、機密性の喪失、不適切な使用及び完全性の喪失からの保護]

文書化した情報の管理に当たって、組織は、該当する場合には、必ず、次の行動に取り組まなければならない。

- 配布、アクセス、検索及び利用
- 読みやすさが保たれることを含む、保管及び保存
- 変更の管理 (例えば、版の管理)
- 保持及び廃棄

XXX マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書化した情報は、必要に応じて、特定し、管理しなければならない。

注記 アクセスとは、文書化した情報の閲覧だけの許可に関する決定、文書化した情報の閲覧及び変更の許可及び権限に関する決定を意味し得る。

● EMS

7. 支援

7. 1 資源

組織は、環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び継続的改善に必要な資源を決定し、提供しなければならない。

7. 2 力量

組織は、次の事項を行わなければならない。

- 組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務をその管理下で行う人〔又は人々〕に必要な力量を決定する。
- 適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする。
- 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。

注記 適用される処置には、例えば、現在雇用している人々に対する、教育訓練の提供、指導の実施、配置転換の実施などがあり、また、力量を備えた人々の雇用、そうした人々との契約締結などもあり得る。

組織は、力量の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

7. 3 認識

組織の管理下で働く人々は、次の事項に関して認識をもたなければならない。

- 環境方針
- 自分の仕事に伴う著しい環境側面及び関係する顕在する又は潜在的な環境影響
- 環境パフォーマンスの向上によって得られる便益を含む、環境マネジメントシステムの有効性に対する自らの貢献
- 順守義務を含む環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

7. 4 コミュニケーション

7. 4. 1 一般

組織は、次の事項を含む、環境マネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションのためのプロセスを計画し、実施しなければならない。

- コミュニケーションの内容（何を伝達するか。）
- コミュニケーションの実施時期
- コミュニケーションの対象者
- コミュニケーションの方法

コミュニケーションプロセスを計画するとき、組織は、次の事項を行われなければならない。

—順守義務を考慮に入れる。

—伝達される環境情報が、環境マネジメントにおいて作成される情報と整合し、信頼性があることを確実にする。

組織は、環境マネジメントシステムの関連するコミュニケーションに対応しなければならない。

組織は、必要に応じて、コミュニケーションの証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

7. 4. 2 内部コミュニケーション

環境マネジメントシステムに関して、組織は、次の事項を行わなければならない。

a) 必要に応じて、環境マネジメントの変更を含め、組織の種々の階層及び部門間でコミュニケーションを行う。

b) 組織の管理下で働く全ての人々が継続的改善に寄与できるようなコミュニケーションプロセスを確実にする。

7. 4. 3 外部コミュニケーション

組織は、コミュニケーションプロセスによって決定されたとおりに、かつ、順守義務による要求に従って、環境マネジメントに関連する情報について外部コミュニケーションを行われなければならない。

7. 5 文書化した情報

7. 5. 1 一般

組織の環境マネジメントシステムは、次の事項を含まなければならない。

a) この規格が要求する文書化した情報

b) 環境マネジメントシステムの有効性のために必要であると組織が決定した、文書化した情報

注記 環境マネジメントシステムのための文書化した情報の程度は、次のような理由によって、それぞれの組織で異なる場合がある。

—組織の規模、並びに活動、プロセス、製品及びサービスの種類

—プロセス及びその相互作用の複雑さ

—一人々の力量

7. 5. 2 作成及び更新

文書化した情報を作成及び更新する際、組織は、次の事項を確実にしなければならない。

—適切な識別及び記述（例えば、タイトル、日付、作成者、参照番号）

—適切な形式（例えば、言語、ソフトウェアの版、図表）及び媒体（例えば、紙、電子媒体）

—適切性及び妥当性に関する、適切なレビュー及び承認

7. 5. 3 文書化した情報の管理

環境マネジメントシステム及びこの規格で要求されている文書化した情報は、次の事項を確実にするために、管理しなければならない。

- a) 文書化した情報が、必要な時に、必要なところで、入手可能かつ利用に適した状態である。
- b) 文書化した情報が十分に保護されている〔例えば、機密性の喪失、不適切な使用及び完全性の喪失からの保護〕

文書化した情報の管理に当たって、組織は、該当する場合には、必ず、次の行動に取り組まなければならない。

- 配布、アクセス、検索及び利用
- 読みやすさが保たれることを含む、保管及び保存
- 変更の管理（例えば、版の管理）
- 保持及び廃棄

環境マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書化した情報は、必要に応じて、特定し、管理しなければならない。

注記 アクセスとは、文書化した情報のレビューだけの許可に関する決定、文書化した情報の閲覧及び変更の許可及び権限に関する決定を意味し得る。

11. ISO14001 (DIS) 項番7 (箇条7) のポイント

7. 1 資源

- ・2004年版の4. 4. 1 資源、役割、責任及び権限の一部に対応

7. 2 力量

- ・2004年版の4. 4. 1 資源、役割、責任及び権限の一部に対応
- ・力量の対象は、2004年版の「著しい環境影響の原因となる可能性を持つ作業を持つ作業を実施する人」から「環境パフォーマンスに影響を与える業務をその管理下で行う人」に拡大されている。
- ・力量は教育訓練だけでなく、経験からも可能になっている。

7. 3 認識

- ・2004年版の4. 4. 2 力量、教育訓練及び自覚の一部に対応
- ・認識の対象は「組織の管理下で働く人」であり、力量の対象である「環境パフォーマンスに影響を与える業務をその管理下で行う人」よりも範囲が広い。

7. 4 コミュニケーション

- ・2004年版の4. 4. 3 コミュニケーションに対応
- ・要求事項は、詳細化、具体化されている。内部コミュニケーションが7. 4. 2、外部コミュ

ニケーションが7. 4. 3に分かれた。

7. 5 文書化した情報

- ・2004年版の、4. 4. 4 文書類、4. 4. 5 文書管理、4. 5. 4 記録の管理に対応。
- ・文書と記録は「文書化した情報」という用語に統合。
- ・環境マニュアルは、「この規格が要求する文書化した情報」ではなく、必ずしも作る必要がなくなった。

7. 5. 3 文書化した情報の管理

- ・文書や記録などの文書化した情報の要求事項は簡略化された。

12. 同一項番8におけるMSS、EMSの比較

○MSS

8. 運用

8. 1 運用の計画及び管理

組織は、次に示す事項の実施によって、要求事項を満たすため、及び6. 1で決定した取組みを実施するために必要なプロセスを計画し、実施し、かつ管理しなければならない。

—プロセスに関する基準の設定

—その基準に従った、プロセスの管理

—プロセスが計画どおりに実施されたという確信をもつために必要な程度の、文書化した情報の保持

組織は、計画した変更を管理し、意図しない変更によって生じた結果をレビューし、必要に応じて、有害な影響を軽減する処置をとらなければならない。

組織は、外部委託したプロセスが管理されていることを確実にしなければならない。

●EMS

8. 運用

8. 1 運用の計画及び管理

組織は、次に示す事項の実施によって、要求事項を満たすため、並びに6. 1及び6. 2で決定した取組みを実施するために必要なプロセスを計画し、実施し、かつ管理しなければならない。

—プロセスに関する基準の設定

—その基準に従った、環境方針、環境目的及び順守義務からの逸脱を防ぐための、プロセスの管理の実施

注記 管理は、技術的管理、手順、文書化した手順などを含み得る。これらは、段階（例えば、除去、代替、管理）を追って実施されることもあり、また、単一で又は組み合わせで用いられることもある。

組織は、計画した変更を管理し、意図しない変更によって生じた結果をレビューし、必要に応じて、有害な影響を軽減する処置をとらなければならない。

組織は、外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にしなければならない。これらのプロセスに適用される管理又は影響の種類及び程度は、環境マネジメントシステムの中で定めなければならない。

ライフサイクルの視点に従って、組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 必要に応じて、製品及びサービスの調達に関する環境上の要求事項を決定する。
- b) 必要に応じて、製品及びサービスの開発、納品、使用及び使用後の処理のプロセスの設計において、環境上の要求事項が考慮されていることを確実にするための管理を確立する。
- c) 請負者を含む外部提供者に対して、関連する環境上の要求事項を伝達する。
- d) 製品又はサービスの納品、並びに製品の使用及び使用後の処理における、潜在的な著しい環境影響に関する情報を提供する必要性について検討する。

組織はプロセスが計画どおりに実施されたという確信をもつために必要な程度の、文書化した情報を維持しなければならない。

8. 2 緊急事態への準備及び対応

組織は潜在的な環境上の緊急事態及び潜在的な事故への対応方法を定めた手順を確立し、実施しなければならない。

組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) 顕在した緊急事態及び事故に対応する。
- b) 緊急事態又は事故、及びそれらの潜在的な環境影響の大きさに応じて、環境上の緊急事態による結果を低減するための処置をとる。
- c) 環境上の緊急事態及び事故の発生を防止するための処置をとる。
- d) 実施可能な場合には、手順を定期的にテストする。
- e) 手順を、定期的に、また特に事故若しくは緊急事態の発生後又はテストの後には、レビューし、必要に応じて改定する。

13. ISO14001 (DIS) 項番8 (箇条8) のポイント

8. 1 運用の計画及び管理

- ・2004年版の4. 3. 1 運用管理に対応する。
- ・ライフサイクルの視点からの要求事項が新たに加わり、検討が必要。

8. 2 緊急事態への準備及び対応

- ・2004年版の4. 4. 7 緊急事態への準備及び対応に対応するが、特に2004年版との変更はない。

14. 同一項番9における MSS、EMS の比較

○ MSS

9. パフォーマンス評価

9. 1 監視、測定、分析及び評価

組織は、次の事項を決定しなければならない。

—必要とされる監視及び測定の対象

—該当する場合には、必ず、妥当な結果を確実にするための、監視、測定、分析及び評価の方法

—監視及び測定の実施時期

—監視及び測定の結果の、分析及び評価の時期

組織は、この結果の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

組織は、XXX パフォーマンス及び XXX マネジメントシステムの有効性を評価しなければならない。

9. 2 内部監査

9. 2. 1 組織は、XXX マネジメントシステムが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するために、あらかじめ定めた間隔で内部監査を実施しなければならない。

a) 次の事項に適合している。

—XXX マネジメントシステムに関して、組織自身が規定した要求事項

—この規格／この技術仕様書 (TS) の要求事項

b) 有効に実施され、維持されている。

9. 2. 2 組織は次に示す事項を行わなければならない。

a) 頻度、方法、責任及び計画に関する要求事項及び報告を含む、監査プログラムの計画、確立、実施及び維持。監査プログラムは、関連するプロセスの重要性及び前回までの監査結果を考慮に入れなければならない。

b) 各監査について、監査基準及び監査範囲を明確にする。

c) 監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。

d) 監査の結果を関連する管理層に報告することを確実にする。

e) 監査プログラムの実施及び監査結果の証拠として、文書化した情報を保持する。

9. 3 マネジメントレビュー

トップマネジメントは、組織の XXX マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効である事を確実にするために、あらかじめ定めた間隔で、XXX マネジメントシステムをレビューしなければならない。

a) 前回までのマネジメントレビューの結果とった処置の状況

b) XXX マネジメントシステムに関連する外部及び内部の課題の変化

c) 次に示す傾向を含めた、XXX パフォーマンスに関する情報

—不適合及び是正処置

—監視及び測定の結果

—監査結果

d) 継続的改善の機会

マネジメントレビューからのアウトプットには、継続的改善の機会、及び XXX マネジメントシステムのあらゆる変更の必要性に関する決定を含めなければならない。

組織は、マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

● EMS

9. パフォーマンス評価

9. 1 監視、測定、分析及び評価

9. 1. 1 一般

組織は、次の事項を決定しなければならない。

a) 次の事項に関連する、必要とされる監視及び測定の対象

1. 著しい環境影響を与える可能性のある業務

2. 順守義務

3. 運用管理

4. 指標を用いた、組織の環境目的に対する進捗

b) 該当する場合には、必ず、妥当な結果を確実にするための、監視、測定、分析及び評価の方法

c) 適切な指標を用いた、組織が環境パフォーマンスを評価するための基準

d) 監視及び測定の実施時期

e) 監視及び測定の結果の、分析及び評価の時期

組織は、必要に応じて、構成された又は検証された監視及び測定機器が使用され、維持されていることを確実にしなければならない。

組織は環境パフォーマンスを評価し、環境マネジメントシステムの有効性の評価に関するマネジメントレビュー（9. 3 参照）へのインプットを提供しなければならない。

組織は、監視、測定、分析及び評価の結果の証拠として、適切な文書化した情報を保持しなければならない。

組織は、コミュニケーションプロセスによって決定されたとおりに、かつ、順守義務による要求に従って、環境パフォーマンスに関連する情報について、内部及び外部の双方のコミュニケーションを行わなければならない。

9. 1. 2 順守評価

組織は、順守義務への適合を評価するためのプロセスを計画し、実施しなければならない。

組織は次の事項を行わなければならない。

一順守評価する頻度を決定する。

一順守を評価し、必要な場合には処置をとる。

一順守評価への適合状況に関する知識及び理解を維持する。

組織は順守評価の結果として、文書化した情報を保持しなければならない。

9. 2 内部監査

9. 2. 1 組織は、環境マネジメントシステムが次の状況にあるか否かに関する情報を提供するために、あらかじめ定めた間隔で内部監査を実施しなければならない。

a) 次の事項に適合している。

—環境マネジメントシステムに関して、組織自体が規定した要求事項

—この規格の要求事項

b) 有効に実施され、維持されている。

9. 2. 2 組織は次に示す事項を行わなければならない。

a. 頻度、方法、責任及び計画に要求事項及び報告を含む、監査プログラムの計画、確立、実施及び維持。監査プログラムは、関連するプロセスの環境上の重要性、脅威及び機会に関連するリスク、並びに前回までの監査結果を考慮に入れなければならない。

b. 各監査について、監査基準及び監査範囲を明確にする。

c. 監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する。

d. 監査の結果を関連する管理層に報告することを確実にする。

組織は、監査プログラムの実施及び監査結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

9. 3 マネジメントレビュー

トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効である事を確実にするために、あらかじめ定めた間隔で、環境マネジメントシステムをレビューしなければならない。

マネジメントレビューは、次の事項を考慮しなければならない。

a) 前回までのマネジメントレビューの結果とった処置の状況

b) 次の事項の変化

—環境マネジメントシステムに関連する外部及び内部の課題

—順守義務

—著しい環境側面並びに脅威及び機会に関連するリスク

c) 目的が満たされている程度

d) 次に示す傾向を含めた、組織の環境パフォーマンスに関する情報

—不適合及び是正処置

—監視及び測定の結果

—順守義務への適合

—監査結果

e) 外部の利害関係者からのコミュニケーション

f) 継続的改善の機会

g) 有効な環境マネジメントシステムを維持するために必要な資源の妥当性

マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項を含めなければならない。

—環境マネジメントシステムが引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であることに関する結論

—継続的改善の機会に関する決定

—資源の必要性を含む、環境マネジメントのあらゆる変更の必要性

—必要な場合には、目的が満たされていない場合の処置

—組織の戦略的な方向性に関連する事項

組織は、マネジメントレビューの結果の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

15. ISO14001 (DIS) 項番9 (箇条9) のポイント

9. 1 監視、測定、分析及び評価

- ・2004年版の4. 5. 1 監視及び測定に対応するが、これらにさらに分析と評価が加えられた。
- ・環境パフォーマンスとは「環境側面の管理に関する測定可能な結果」のことであり、環境パフォーマンス評価が重要な要求事項となっている。
- ・適切な指標を環境パフォーマンス評価の基準としなければならない。これはエネルギーマネジメントシステムISO50001を取り入れた考え方である。
- ・環境パフォーマンス情報について内部及び外部の双方のコミュニケーションを行わなければならないようになった。

9. 1. 2 順守評価

- ・2004年版の4. 5. 2 順守評価に対応しており、2004年版の要求事項と差はない。

9. 2 内部監査

- ・2004年版の4. 5. 5 内部監査に対応しており、2004年版の要求事項と差はない。
- ・「c. 監査プロセスの客観性及び公平性を確保する」という要求事項に「監査員は自らの仕事を監査しない」ことが含有されると考えればよい。

9. 3 マネジメントレビュー

- ・2004年版の4. 6 マネジメントレビューに対応している。
- ・「インプット」という言葉がなくなり、「次の事項を考慮」という言い方変わった。その内容もより明確になった。
- ・アウトプットは、2004年版の「あらゆる決定及び処置」から具体的な5項目となった。

16. 同一項番10における MSS、EMS の比較

○ MSS

10. 改善

10. 1 不適合及び是正処置

不適合が発生した場合、組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず、次の事項を行う。
 - その不適合を管理し、修正するための処置をとる。
 - その不適合によって起こった結果に対処する。
- b) その不適合が再発又は他のところで発生しないようにするため、次の事項によって、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。
 - その不適合をレビューする。
 - その不適合の原因を明確にする。
 - 類似の不適合の有無、又はそれが発生する可能性を明確にする。
- c) 必要な処置を実施する。
- d) とった全ての是正処置の有効性をレビューする。
- e) 必要な場合には、XXX マネジメントシステムの変更を行う。

是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものでなければならない。

組織は、次に示す事項の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

- 不適合の性質及びとった処置
- 是正処置の結果

10. 2 継続的改善

組織は、XXX マネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善しなければならない。

● EMS

10. 改善

10. 1 不適合及び是正処置

不適合が発生した場合、組織は、次の事項を行わなければならない。

- a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず、次の事項を行う。
 - その不適合を管理し、修正するための即時の処置をとる。
 - 有害な環境影響を緩和する。
 - その不適合によって起こった結果に対処する。
- b) その不適合が再発又は他のところで発生しないようにするため、次の事項によって、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。
 - その不適合をレビューする。
 - その不適合の原因を明確にする。
 - 類似の不適合の有無、又はそれが発生する可能性を明確にする。
- c) 必要な是正処置を決定し、実施する。
- d) とった全ての是正処置の有効性をレビューする。
- e) 必要な場合には、環境マネジメントシステムの変更を行う。

是正処置は、環境影響も含め、検出された不適合のもつ影響の著しさに応じたものでなければならない。

組織は、次に示す事項の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

—不適合の性質及びとった処置

—是正処置の結果

10. 2 継続的改善

組織は、環境パフォーマンスを向上させるために、環境マネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善しなければならない。

17. ISO14001 (DIS) 項番10 (箇条10) のポイント

- ・2004年版の「4. 5. 3 不適合並びに是正処置及び予防処置」から予防処置が削除された。しかしその他は大きな変更はない。
- ・「10. 2 継続的改善」は新規要求事故である。

18. まとめ

いままで、MSS と EMS の各項番の比較と EMS の各項番におけるポイントを見てきた。MSS と EMS の記述が異なるのは、MSS の分野別の要求事項の取り扱いに次の2点が明記されていることによる。

○追記は共通テキスト MSS に整合し、その意図に矛盾しないこと。

○箇条、細分箇条、定義、ビュレット（箇条書冒頭中黒）及び段落、注記、例の追加が可能。

つまり、共通要素 MSS と言っても各 MS で記述が異なることが許容されているのである。

今回発行されたISO14001(DIS):2014の特徴は、① MSS の導入 ② EMS と事業プロセスの統

2015年改正 ISO14001の変更点に関する考察

合⇒儲かる EMS への脱皮 ③環境パフォーマンスの向上⇒結果重視 ④ISO26000の環境分野の導入 ⑤「脅威及び機会に関連するリスクという」リスクという言葉の新しい捉え方の出現等があげられる。

註

- 1 ISO/SR 国内委員会監修『ISO26000:2010社会的責任に関する手引き』（2011、日本規格協会）195頁。
- 2 吉田敬史「経営管理の中に EMS を位置付ける」『日経エコロジー』（2014年10月号、日経 BP 社）83頁。

【引用文献】

『ISO/IEC 専門業務用指針 総合版 ISO 補足指針 2014年版 附属書 SL』（ISO/IEC/JSA2014）
『ISO14001(DIS):2014』（日本規格協会、2014）